

2018年10月31日

北実会 2018 年度

総 会 議 案 書

と き : 2018年10月31日(水) pm3:30~6:00

と ころ : 白井駅前センター研修室



北総線の運賃値下げを実現する会

議案 1. 2017 年度活動報告・収支決算報告・会計監査報告

2017 年度活動報告 (2017 年 10 月～2018 年 9 月)

「あなた方が一生懸命にやっているのはわかるが、運賃は少しも下がらないじゃないか。値下げは無理なのではないか？」などという声も耳にする昨今です。私たち北実会はこの声に真摯に答えなければいけない時であると思います。

また、そのような声の一方で、印西市や白井市の住民意識調査では 7～9 割の方が、「市政の課題で重要で緊急性のある問題が運賃問題である」とされています。

印西市長は「市民がこれほど求めていることに手を付けないのでは、何のための市民代表なのかかわからない」という趣旨の発言もされ、具体的行動もされています。

一方、北総鉄道は「運賃値下げの条件はない。巨額の未返済金がある」と、突き放してはいますが、あと 4 年もすれば、今のまま(京成への利益移転を放置したまま)でも累積損失が解消するところまで来ています。

また、私たちの情報収集、分析、問題提起により、京成がいかにも「巧妙なトリックで、実は、不合理な仕組」で暴利をむさぼっているかも徐々に知られつつあります。京成・北総はその不合理性をどう取り繕うか必死になっているというのが最近の状況だと言えるのではないのでしょうか。

さらなるごまかしを許さず、値下げせざるを得ないところまで追い込むことが、この数年の運動の課題となっているのです。もう少し詳しく、この一年間の流れを見ていきましょう。

本年 3 月 31 日が北総と千葉ニュータウン鉄道(以下 CNR と略称)との線路使用料契約の一応の期限でした。私たちはこのことに注目し、この 2 年余両社の契約の不合理性(① 線路使用料として運賃全額を支払う ② 国への北総の報告書では CNR 区間は 10 億円もの赤字になっている ③ CNR 区間で支払う線路使用料は、北総は京成の 6 倍も支払っているなど)を訴えてきました。それに応じて県議会では丸山県議(船橋市選出)、藤代県議(鎌ヶ谷市選出)が本会議や決算委員会で県の「当事者責任の放棄」を迫られました。それに比べ、印西市、白井両市選出の 2 名の県議には特段の行為はありませんでした。

当会も直接北総や県への質問をいたしました。判で押したように「国交省が認可している、当事者が納得して協定している、北総は損も得もしていない」とフェイクニュースばりの説明を繰り返してきました。このことについて本年 2 月、印西市長は「北総・京成・CNR に対して線路使用料契約の不合理性」を指摘し是正を求めています。

当会は 6 月の北総株主総会に向けて、沿線市に対し「運賃是正の発言を求める文書」をお届けしましたが、まともに対応されたのは印西市だけでした。株主総会当日の朝、当会として



も初の北総鉄道本社前宣伝行動(横断幕、むしろ旗、のぼり、チラシ、ハンドマイク)を行い、北総への抗議と各市長へのエールを送りました。株主総会後の記者会見で印西市長は「このままでは、株主代表訴訟も考えざるを得ない。」として、早速印西市幹部職対象の勉強会を開催されています。

北総株主総会での印西市長の発言と北総の回答は「広報いんざい」でも詳しく報じられました。北総のごまかし回答を暴露するため、当会としての見解をまとめ、関係者(沿線市、市議、マスコミ、関心をお持ちの沿線住民等)に約300通お届けしました。またこれまで、何かと値下げ運動にお力添えいただいていた日本女子大の細川教授が「週刊東洋経済」に北総高運賃問題について投稿され反響を呼びました。本年9月議会(白井市)では、北総線問題を正面から取りあげていただき、市長も「議会の協力も得て、印西市とも連携」という趣旨の発言をしています。

北実会が取り組んできた主な宣伝

- 1) 1/21の運賃値下げ二次訴訟の会とのコラボ企画、運賃問題シンポジウム(細川教授講演、訴訟の進行状況報告など)に取り組み、180名もの来場者で大成功を収めました。
- 2) 4/18付けで線路使用料問題のカラーチラシを3万枚発行し、広範に普及したことにより、大きな反響(これまでにないカンパの振り込み、当会への助言等)をいただきました。
- 3) 前述した、北総の誤った世論操作に反論する当会の見解を広範にお届けしました。
- 4) 昨年10/21の白井ふるさと祭りでは、雨模様の中でしたが、生活バスの仲間とコラボで宣伝を展開しました。

北実会では、運動を支えるために、月1回(第2水曜日)の定例会を開催し必要に応じて今年度は5回の役員会を開催いたしました。

友好団体の状況

1) 運賃値下げ二次訴訟の会

これまで20回の口頭弁論を経て、内容的には国が反論できないところまで追い込んでいます。今期中には判決が出るものと思われます。

2) 違法専決NO!の会 損害賠償訴訟(原告:白井市 被告:横山元白井市長氏)

昨年10/25、白井臨時議会が、和解案を否決したことにより流れが決まりました。本年8/23判決が出され、原告完全勝利(抗告されず判決確定)、被告は利息分も含め約3300万円の支払いを求められています。

3) 生活バスちばにう関係

今年度は千葉ニュータウン北環状線等の路線拡大がほぼ定着し、さらなる増便、西白井駅停車が日程に上っています。当会としても、チラシ配布や乗降客アンケート・乗降客数調査に協力しました。

最後になりますが、北実会の活動資金を提供していただいた自治会・町内会そして個人の皆様に厚く御礼申し上げ、今後とも変わらぬご支援をお願いいたします。

北実会関連一年間の流れ(2017年10月～2018年9月) その1

| 年 | 月 | 日 | 会独自活動 | 裁判関連・生活パ | 対自治体・対議会 | 対国・消費者委員 | 対北総・京成・バス |
|----|----|----|---------------------|-------------------------|---------------------------|---------------|-----------|
| 17 | 10 | 11 | 北実会定例会 | | | | |
| | | 12 | | 二次裁判15回口頭弁論 | | | |
| | | 16 | 白井全協で和解内容説明 | 県決算委員会(丸山・藤代県議の質問) | | | |
| | | 17 | 北実会会計監査 | | | | |
| | | 21 | ふるさとまつり(雨のため一日で終了) | | | | |
| | | 25 | | 白井臨時議会で和解案審議・否決 | | | |
| | | 26 | 北実会総会資料発送作業 | | | | |
| | 11 | 4 | 北実会臨時拡大役員会 | | | | |
| | | 8 | 北実会総会・定例会 | | | | |
| | | 11 | | 違法専決弁論準備期日 | | | |
| | 12 | 3 | 北実会定例会 | | | | |
| | | 14 | | 二次訴訟東京地裁16回口頭弁論 | 1/21の実務者相談会 | | |
| | | 15 | | | | 宮川議員と懇談 | |
| | | 26 | 北実会チラシ発行 | | | | |
| 18 | 01 | 11 | 1/21シンポチラシ第2弾発行 | | | | |
| | | 12 | 北実会定例会・新年会 | | | | |
| | | 15 | シンポジウム当日の相談会 | | | | |
| | | 21 | シンポジウム(180人の参加で大盛況) | | | | |
| | | 25 | しろいまちサポ利用登録説明会 | | | | |
| | 02 | 29 | | バスの会チラシ仕分け降し、配布 | | | |
| | | 14 | 北実会定例会 | | | | |
| | | 17 | 北実会役員会 | | | | |
| | | 21 | | | 印西市長が北総、京成、CNRへ線路使用料見直し要求 | | |
| | | 26 | | | 北総鉄道・県への申し入れ(両県議立ち合い) | | |
| | | 27 | | バスの会チラシ配布 | | | |
| | 03 | 2 | | 細川教授が週刊東洋経済誌に北総線高運賃問題寄稿 | | | |
| | | 6 | | 二次訴訟東京地裁17回口頭弁論 | | | |
| | | 10 | | | | 北総鉄道からの回答受け取り | |
| | | 14 | 北実会定例会 | | | | |
| | | 21 | 北実会役員会 | | | | |
| | | 27 | | | 県からの回答(丸山県議へ) | | |

2017年度(H29年度)決算報告

(2017年10月1日～2018年9月30日)

北総線運賃値下げを実現する会

単位:円

収入の部

| 項目 | 2017年度予算 | 2017年度実績 | 摘要 |
|-----------|----------------|----------------|------------|
| 前年度繰越金 | 548,450 | 548,450 | |
| 会費 | 90,000 | 106,000 | 53名分×2000円 |
| 寄付金・協賛金 | 100,000 | 78,759 | 詳細は下記 |
| 補助金 | 0 | 0 | |
| 受取分担金 | 0 | 0 | |
| 受取利息 | 10 | 4 | |
| 合計 | 738,460 | 733,213 | |

支出の部

| 項目 | 2017年度予算 | 2017年度実績 | 摘要 |
|-------------|----------------|----------------|--------------------|
| 講演会他 | 50,000 | 0 | |
| 会議費 | 10,000 | 5,405 | 定例会・役員会会議室利用料 |
| ニュース作成費 | | | 発行のチラシ用紙代・印刷代 |
| 用紙代 | 140,000 | 2,169 | |
| 印刷代 | 75,000 | 158,487 | |
| 配布費 | 50,000 | 8,790 | |
| 資料費 | 10,000 | 11,141 | 関係市町村、国土交通省資料コピーなど |
| 宣伝費、広報費 | 5,000 | 17,777 | |
| 事務用品費 | 5,000 | 10,149 | 封筒代、領収書、プリンタインクなど |
| 事業費(参加費他) | 20,000 | 26,115 | イベント参加費用 |
| 交通費 | 20,000 | 15,920 | 駐車場代、ガソリン、電車代など |
| 通信費 | 20,000 | 11,032 | はがき代、郵送代 |
| 予備費 | 10,000 | 0 | |
| 支出合計 | 415,000 | 266,985 | |
| 次年度繰越金 | 323,460 | 466,228 | |
| 総合計 | 738,460 | 733,213 | |

| 次年度繰越実績金額内訳 | 寄付金の詳細 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------|--------|--------|---------|--------|---|-----------|----------------|--|--------------|-------|------------|------|----------|------|----------|------|----------------|---------------|----------------|---------------|--------|--|---------------|---------------|
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現金</td> <td style="text-align: right;">53,523</td> </tr> <tr> <td>郵貯総合口座</td> <td style="text-align: right;">412,705</td> </tr> <tr> <td>郵便振替口座</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">466,228</td> </tr> </table> | 現金 | 53,523 | 郵貯総合口座 | 412,705 | 郵便振替口座 | 0 | 合計 | 466,228 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">中銀白井マンション自治会</td> <td style="text-align: right;">20000</td> </tr> <tr> <td>南山第1住宅管理組合</td> <td style="text-align: right;">5000</td> </tr> <tr> <td>南山2丁目自治会</td> <td style="text-align: right;">5000</td> </tr> <tr> <td>桜苑壱番街自治会</td> <td style="text-align: right;">5000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団体寄付金合計</td> <td style="text-align: right;">35,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個人寄付金合計</td> <td style="text-align: right;">43,759</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(13 口)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">寄付金の合計</td> <td style="text-align: right;">78,759</td> </tr> </table> | 中銀白井マンション自治会 | 20000 | 南山第1住宅管理組合 | 5000 | 南山2丁目自治会 | 5000 | 桜苑壱番街自治会 | 5000 | 団体寄付金合計 | 35,000 | 個人寄付金合計 | 43,759 | (13 口) | | 寄付金の合計 | 78,759 |
| 現金 | 53,523 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郵貯総合口座 | 412,705 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郵便振替口座 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 466,228 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中銀白井マンション自治会 | 20000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南山第1住宅管理組合 | 5000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南山2丁目自治会 | 5000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桜苑壱番街自治会 | 5000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体寄付金合計 | 35,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人寄付金合計 | 43,759 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (13 口) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寄付金の合計 | 78,759 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

北総線の運賃値下げを実現する会
会長 太田 誠 様

2017年度 会計監査報告書

私は「北総線の運賃値下げを実現する会」会則第10条に基づき、2017年度（2017年10月1日～2018年9月30日）の会計書類等について監査を行いましたので、以下の通り報告いたします

記

- 1) 2017年度収支決算報告書は2018年9月30日をもって終了する期間の収支状況を適正に表示しているものと認めます

- 2) 領収書、現金出納簿、預金通帳、その他の付属資料は適正に整理されております

2018年 10 月 10 日

会計監査

岩本 忠司 

議案 2. 2018 年度活動方針

日本一高い北総線の運賃。北総鉄道（京成）は 20 年来の超高運賃によって、多額の負債も半減し、CNR を養い、親会社京成の利益大幅増(結果としての株価の高騰)にも大きく貢献してきました。

現在の高運賃は、親会社京成の横暴の結果であり、メタボ運賃は空港旅客と沿線住民との間の差別運賃という性格をも合わせ持っています。

ここへ来て親会社京成への利益移転構造を維持したままでさえ、北総は後 4 年もせずに累積損失が解消するところまで来ています。累積損失が解消しそうになるとまたぞろ新たな利益隠しの手口を発明してくるかもしれません。私たちの値下げ運動はこれ以上のごまかしを許さないという点でも大きな意味を持っています。

また、これまでの情報収集・分析・問題提起により北総・京成を「言い訳」や「嘘の説明」をするところまで追い込んでいます。運賃値下げ二次裁判でも国(=北総・京成)は理論的に追い込まれています。

一般への宣伝と合わせて、沿線自治体・議会、県・県議会、国交省へ働きかけ、現在の線路使用料の不合理性(北総と京成、CNR と北総・京成のダブルスタンダード)を突いていくことが重要になっています。

今後数年間は運賃値下げ運動にとって第 2 の大山を迎えることになると思われます。成田空港線開通前には、運賃値下げに向けて、沿線住民と自治体・議会が一体となって、県や国交省、京成への働きかけ(10 万人署名や各種要望・陳情など)を大規模に展開しました。運賃値下げなしに千葉ニュータウンの発展はあり得ません。北総の経営内容は劇的に改善されました。この際、10 万人署名のような運賃値下げ運動の大きなうねりをつくり出したいと思います。

沿線の皆様、自治体・各級議会議員さんのお力添えをいただきながら運賃値下げ実現に向けて以下の運動を展開します。

1. 沿線住民の世論をしっかりとものにしてい(京成の責任、国、県の責任を明らかにする)。北総線高運賃問題は、「異常な高運賃を是正して、社会的不公正・不正義を正し、沿線住民の暮らしを守るとともに地域の発展を願う取り組み」という共感と認識を全国的レベルにまで広げるようマスコミや各界へ働きかけていく。
2. 白井・印西の市長や市議会、その他の沿線各市や市議会（県、国会も同じ）との接触を強め、積極的に動いてもらう。印西・白井市長とも公約等で、「北総運賃のさらなる値下げ」を表明しています。このことを実現させるために署名、請願、宣伝などを行ない、行政とも強く連携しながら値下げ運動を進めていきます。北対協の再開も求めます。
3. 平成 30 年に更改期を迎えた、北総鉄道と CNR との間の線路使用料契約の不合理性を一層宣伝していく。県や沿線 6 市には株主としての権利を行使するよう求め

ていきます。北総・京成には申し入れや公開質問状を出すなど、今後も CNR の線路使用料問題を運動の柱の一つとして取り組みます。

4. 国会や県議会、各市議会で問題を取り上げてもらい、高運賃是正の力にする。
5. 「北総線値下げ二次訴訟の会」「違法専決 NO! の会」、「生活バスちばにう」の運動とタイアップして、世論作りに努める。そのため、講演会その他の多彩な取り組みも企画する。
6. 自治会・町会の皆さんのお力添えをいただき、様々な角度から世論作りをする。
7. 以上の運動を進めていくために、政策研究、集団学習等をつよめて、会員の共通認識を高めることを重視するとともに新しい層への会員拡大、組織の在り方等長い目で見た運動の構築・検討、寄付金の増加に努める。
8. ふるさと祭り等に参加し、活動の周知をするとともに、市民からの意見集約に努める。
9. 沿線住民の利便性向上として、「アクセス特急の停車駅を増やす」「バス自主運行運動をサポート」などしていく。

運動の進め方としては、従来行ってきた、HP・メール・チラシ・電話・集会・陳情等々可能な手法を駆使します。

議案 3. 2018 年度予算(案)

2018 年度 (H30 年度) 予算

(2018 年 10 月 1 日 ~ 2019 年 9 月 30 日)

収入の部

| 項 目 | (単位：円) | | 摘 要 |
|---------|-----------|-----------|------------|
| | 2018 年度予算 | 2017 年度実績 | |
| 前年度繰越金 | 466,228 | 548,450 | |
| 会費 | 90,000 | 106,000 | 45名分×2000円 |
| 寄付金・協賛金 | 100,000 | 78,759 | |
| 受取利息 | 10 | 4 | |
| 合 計 | 656,238 | 733,213 | |

支出の部

| 項 目 | (単位：円) | | 摘 要 |
|------------|-----------|-----------|--------------------|
| | 2018 年度予算 | 2017 年度実績 | |
| 講演会他特別宣伝費 | 50,000 | 0 | |
| 会議費 | 10,000 | 5,405 | 定例会、役員会会議室利用料 |
| ニュース作成、配布費 | | | 発行のチラシ用紙代印刷代等 |
| 用紙代 | 140,000 | 2,169 | |
| 印刷代 | 75,000 | 158,487 | |
| 配布費 | 50,000 | 8,790 | |
| 資料費 | 15,000 | 11,141 | 関係市町村、国土交通省資料コピーなど |
| 宣伝費、広報費 | 20,000 | 17,777 | HP維持費等 |
| 事務用品費 | 15,000 | 10,149 | 封筒代、領収書、プリンタインクなど |
| 事業費、参加費他 | 30,000 | 26,115 | イベント参加費用等 |
| 交通費 | 20,000 | 15,920 | 駐車場代、ガソリン代など |
| 通信費 | 15,000 | 11,032 | ハガキ代、郵送代 |
| 予備費 | 10,000 | 0 | 慶弔費 |
| 支出合計 | 450,000 | 266,985 | |
| 次年度繰越金 | 206,238 | 466,228 | |
| 合 計 | 656,238 | 733,213 | |

議案 4. 2018 年度役員選任の件

2018 年度役員（候補）

| | | |
|-------|-------|----------|
| 会長 | 太田 誠 | (印西市木刈) |
| 副会長 | 亀倉 良一 | (印西市木刈) |
| | 土屋 昭彦 | (白井市池の上) |
| 事務局長 | 間嶋 博 | (白井市堀込) |
| 事務局次長 | 藤森 義韶 | (白井市池の上) |
| 同 | 藤野 龍一 | (白井市南山) |
| 同 | 北田 實 | (船橋市小室) |
| 同 | 徳本 悟 | (白井市池の上) |
| 同 | 服部 吉宏 | (印西市中央北) |
| 会計 | 正木 英行 | (白井市堀込) |
| 会計監査 | 岩本 忠司 | (白井市堀込) |

会 則

北総線の運賃値下げを実現する会

<はじめに>

北総線は千葉ニュータウンの大動脈かつ唯一の鉄道であり、1時間以内で都心に到達でき、成田空港や羽田空港にも直結するなど、沿線住民にとって欠かすことのできない存在である。

このように重要な鉄道ではあるが、他の鉄道に比べ法外に高い運賃が沿線住民をはじめ利用者の生活に大きな影響を与えるとともに、沿線の発展を阻害する要因にまでなっている。

高運賃は、通学生を持つ家計を圧迫し、進学における選択肢をせばめ、就職活動においても支障を来し、病院通いもままならない状況を作り出している。また、千葉ニュータウンへの入居を阻害し、企業の進出を鈍らせ、不動産価格にまで影響を及ぼすなど地域社会への悪影響は計り知れないものがある。さらに庶民のささやかな楽しみである生活・文化活動をも妨げている。

「北総線の運賃値下げを実現する会」は、北総線を利用する通勤・通学者をはじめ、沿線住民が親しみを持って利用でき、ひいては地域社会の活性化が図られるよう、北総線運賃の適正化を求めて活動することを目的とする。

<名称>

第1条 この会は、「北総線の運賃値下げを実現する会」(以下「本会」という。)と称する。また略称を「北実会」とする。

<目的>

第2条 本会は、利用者の利便その他公共の利益を阻害している北総線の運賃値下げを実現することを目的とする。

<活動>

第3条 前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 毎月、定例会を開催し、会の運営・活動に関する重要事項について決定する。
- (2) 沿線住民の声を代弁し、関係各所に陳情・請願活動、要請活動、アピール活動を行い、必要ならば署名活動を行う。
- (3) 積極的に関係情報を収集し、北総線・成田新高速鉄道線を取りまく状況把握に努めると共に、経営上・法律上の諸課題の究明を行う。
- (4) 成田新高速鉄道開業に伴う線路使用料・近距離激高運賃などの社会的不公正を、いっそう解明し、広報活動、要請活動等を展開する。
- (5) 沿線住民に対し、広報活動を行うと共に、住民個人の生の声に関係各所に届くよう働きかけを行う。
- (6) 目的を同じくする沿線自治体、議会、議員、政党、沿線企業、住民等とも協力を図る。
- (7) 活動資金確保のため、募金、協賛金要請等を行う。
- (8) その他必要な活動を行う。

<事務所>

第4条 本会の事務所を、会長(または事務局長)宅に置く。

<会員>

第5条 本会の趣旨・目的に賛同する人・組織で、会費納入をもって会員とする。

<会費>

第6条 会員の年会費を2000円とする。

<役員>

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、会計 1名、会計監査 1名、事務局長 1名、
事務局次長若干名
名誉会長、顧問を置くことができる。

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

<会計>

第9条 本会の運営は、会費、寄付金、協賛金、その他で賄う。

本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第10条 収支決算は、会計年度ごとに会計監査による監査を受け、総会に報告される。

<総会>

第11条 総会を年1回開催する。

第12条 総会は以下の事項を承認・議決する。

- (1) 活動報告・会計報告
- (2) 会則の改廃
- (3) 活動方針
- (4) 役員を選出
- (5) その他会長が必要と認める事項

第13条 会長が必要と認めたとき、臨時総会を開催できる。

<役員会等>

第14条 役員会等は必要に応じ開催し、緊急の意思決定をすることができる。その場合、次の定例会に報告し、承認を受けるものとする。

第15条 役員会・定例会等の召集は、会長がこれを行う。

<その他>

第16条 この会則に規定されていない事柄については、役員会で検討・決定し、定例会に報告する。

附則 この会則は平成11年10月13日開催の推進委員会にて承認され、平成11年10月1日に遡り実施する。

平成15年11月12日改正。

平成16年8月25日改正。

平成17年10月27日改正。

平成18年10月25日改正。

平成22年10月23日改正。

平成25年10月26日改正。

平成29年11月8日改正。